

【事前説明会第1回 質疑応答】

番号	対象項目	質問	回答
1	要領P.10 提案する事業 手法と条件	事業手法Dは、建物(店舗)使用料になる が公園土地使用料と同様と考えて良いの か。	世田谷区立公園条例の中に、事業手法Dの建物使 用料に該当する規定はありません。事業手法Dの 手法で事業者が決定した場合は、条例改正するこ とを想定しています。
2	要領P.10 提案する事業 手法と条件	事業手法Dの使用料の目安があれば、教 えて欲しい。	世田谷区立公園条例に規定している土地使用料以 上を最低価格とし、事業者に提案を求めます。
3	要領P.10 提案する事業 手法と条件	設置管理許可の場合、何年ごとの更新を 想定しているか。	未定ですが、世田谷区立公園の既存施設では、3 年更新を基本としています。今後、事業者との意 見交換を行い、3年以上の複数年度の更新ができ るよう検討する予定です。
4	全体に関して	区民の考える、みどりや歴史文化、安全 安心な公園づくりのためには、公園の一 体的な管理運営が必要ではないか。 現在、公園の管理は直営しているが、今 はどのような維持管理手法を考えている か。	現在の公園管理は、複数の公園を区内5地域ごと に分け、地域単位で面的管理を行っています。世 田谷区では、公園の管理運営について意識の高い 区民も多く、区民と密接に関わりながら丁寧な管 理をすることが必要だと考えており、また、判断 および対応を迅速にかつ適切におこなうため、委 託または直営による管理体制としています。 指定管理の場合は、民間事業者が積極的に公園の 管理運営に取り組むことがインセンティブにつな がるような仕組みづくりが必要であると考えてお り、指定管理等による管理運営の必要性は、今後 検討してまいります。 事業手法A Bとなった場合は、特定公園施設の管 理運営を事業者が担うことになる場合もあります ので、公園の利活用だけでなく、区民、区、事業 者が連携した運営のあり方を考えてまいります。
5	様式4 - 2	パークラボのアクティビティに関わって いる。 活動をサポートする側、利用する側の立 場として参加した。 活動の拠点となる施設の導入に関心があ る。 事業者からの調査は様式4 - 2でご提案 頂くということになるのか。	その通りです。

【事前説明会第2回 質疑応答】

番号	対象項目	質問内容	回答内容
1	要領P.10 提案する事業 手法と条件	便益やサービスの拠点となる施設は、2階建てが必須ではなく、2階建てまで可能ということか。1階は200㎡が上限となるか。	その通りです。
2	要領P.10 提案する事業 手法と条件	拡張予定地の公園利用や活動の拠点となる拠点となる施設の建築面積指定を教えてください。	現段階では、公園利用や活動の拠点となる施設の具体的な規模は明らかになっていないので、出店する場合の面積要件など提案ください。 拡張予定地の活動の拠点となる施設は、ビジターセンター機能やパークらぼ活動の拠点機能を担うため、軽飲食や休憩などの気軽な公園利用を後押しする機能が求められており、その機能に対する事業の可能性について提案を求めます。例えば、便益・サービスの拠点に出店した事業者が公園利用と活動の拠点となる施設と連携し常時もしくは適宜出店することなど、柔軟な提案を求めます。
3	要領P.10 提案する事業 手法と条件	拡張予定地の活動の拠点となる施設は、事業者の常駐が必要と考えているか。	常駐することを想定し、区民参加の支援として区民活動をサポートする機能が必要と考えています。
4	要領P.10 提案する事業 手法と条件	建築不可範囲に特定公園施設となるプレイスポットやイスを設置することは可能か。	テーブルベンチやイスを設置することは可能です。 建築不可範囲については、拡張予定地とのつながりを意識することと、工事の工程計画の関係で建築不可、野毛大塚古墳が遺跡に指定されており建築不可としています。
5	要領P.10 提案する事業 手法と条件	事業手法Dでは公園利用者トイレ、管理事務所は公共でデザインし、建設することになるか。 事業手法Aは設計デザインも踏まえて提案できるということか。	その通りです。本件については、設計監修者としてランドスケープアーキテクトを配置しているため、公園全体のデザインのあり方についても意見交換しながら進めていきたいと考えています。